

1・事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）、美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第6条）により、事業活動に伴って生じた全ての廃棄物については、事業者に対する処理責任が規定されています。

※事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任で適切に処理すること。

※事業系廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること。

※廃棄物の減量等について、国や県、市町村の施策に協力すること。

事業者とは、規模の大小にかかわらず、また学校や市役所等の公共施設も含みます。また、事業活動とは、その事業所が行う全ての事業です。

事業者は、廃棄物が発生した時点で、原則として少なくとも

ア 産業廃棄物・・・産業廃棄物処理業者

イ 特別管理産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業者
特別管理一般廃棄物・特別管理一般廃棄物処理業者

ウ 事業系一般廃棄物・・・ささゆりクリーンパーク、許可業者

の3種類に分別して下さい。

更に、処分先や処分の方法別に分別するだけでなく、再生利用できるものや売却できるものは、積極的に分別し、廃棄物の減量化を行って下さい。

また、廃棄物の排出者責任は各事業所になりますので、処理を委託した処理業者が不適正に処理を行った場合、排出事業者にも責任が及ぶことがありますので、委託業者が適正に処理しているかの確認もお願いします。